

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年10月7日	みなと観光バス株式会社(法人番号 6140001002604)代表者松本浩之	兵庫県神戸市東灘区向洋 町東1丁目4	本社	兵庫県神戸市東灘区向洋町東1丁目4	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年8月6日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)	0	0
令和6年10月8日	吉泉株式会社(法人番号 2120101060771) 代表者馬俊威	大阪府泉佐野市長滝867- 3	本社営業所	大阪府泉佐野市長滝867-3	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年5月23日、新規許可を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	0	0